

Title	ルバンガ事件における国際刑事裁判所（ICC）の被害者賠償手続：修復的正義の要請と国際法上の意義
Author(s)	越智, 萌
Citation	国際公共政策研究. 2016, 20(2), p. 31-46
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/60483
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

ルバンガ事件における国際刑事裁判所（ICC）の 被害者賠償手続

—修復的正義の要請と国際法上の意義—*

The International Criminal Court's Reparation Procedure in the *Lubanga* Case:

The Restorative Justice Demand and the Significance in International Law*

越智 萌**

Megumi OCHI**

Abstract

This article examines the International Criminal Court's reparation procedure adopted in the first reparation judgment in the *Lubanga* case. First, it discusses the two different demands: restorative justice and redress for victims in international law. Second, it reviews three different types of reparation procedure in domestic systems. Third, it analyzes the decision and judgment in the *Lubanga* case. In conclusion, it articulates that the restitution order – type reparation procedure adopted in the *Lubanga* case reflects relatively more the demand from the restorative justice's perspective, and indicates its implications for the development of a reparation system in international law.

キーワード：国際刑事裁判所、修復的正義、被害者への救済、賠償手続、ルバンガ事件

Keywords : International Criminal Court, restorative justice, redress for victims, reparation procedure,
Lubanga case

* 本稿は、科学研究費補助金（特別研究員奨励費）による研究成果を含む。

** 京都大学・日本学術振興会特別研究員（SPD）

はじめに

国際社会の関心の対象となるほどの大規模な暴力 (mass violence) を伴う犯罪行為への事後の対応においては、加害者への制裁を主眼とする応報的 (retributive) な正義だけではなく、加害者と被害者及び共同体の癒しや和解を視野に入れた修復的正義 (restorative justice) の重要性が認められてきた¹⁾。国際刑事裁判所 (International Criminal Court: ICC) でも、「国際社会全体の関心事である重大な犯罪」(重大な国際犯罪) の訴追だけでなく、犯罪後の癒しや和解に貢献することを目指した被害者の参加及び賠償に関する諸制度が整備された。特にその被害者賠償制度は、被害者に対し、国際法に基づく賠償の新たな方法を提供するものとして注目されたが、大量の被害者が想定されるといふ特徴を有する ICC 事件において、具体的にどのような賠償手続が用いられるのかは明らかではなかった。特に、加害者と被害者及び共同体の関係修復に比重を置く修復的正義の要請と、事件により影響を受けた人々の被害回復を行うという実効的な被害者の権利救済の要請の間で、適切な賠償手続のあり方が模索されてきた。そのような中、2012年8月7日、コンゴ民主共和国における武装組織の指導者であったルバンガ (Thomas Lubanga Dyilo) の事件において、初の被害者賠償に関する第一審裁判部 (公判部) の決定が出されたが、同決定は2015年3月3日の上訴裁判部 (上訴部) の判決で修正された²⁾。

本稿では、ICC のルバンガ事件上訴部判決が最終的に採用した被害者賠償手続の手続構造を分析し、本件において修復的正義の要請と被害者の権利救済の要請のどちらに比重が置かれたかについて考察することを目的とする。そのため、第一に、大規模な暴力を伴う犯罪行為後における修復的正義の要請と被害者の権利救済の要請の背景と内容についてそれぞれ検討した上で、第二に、国内刑事司法における犯罪被害回復のための諸制度を概観し、第三に、ルバンガ事件において、公判部決定を上訴部判決が修正した点を中心に判例分析を行い、その手続構造と、2つの要請のいずれに比重が置かれたかについて検討する。

被害回復の手段に関する用語の使用方法は法体系や学問分野により異なるが、本稿でいう賠償 (reparation) とは、特定の制度を指さない一般的な被害回復のための措置を指す³⁾。また、補償 (compensation) とは、国家により行われる被害回復、弁償 (restitution) とは、加害者が被害者に対して行う賠償で刑事制裁的性格のもの、損害賠償 (damage compensation; indemnity) とは、加害者が被害者に対して行う賠償で民事制裁的性格のものとして使用するが、これらは必ずしも金銭に限られるものではなく、返還や謝罪等を含む。

1) E. g. M. Minow, *Between Vengeance and Forgiveness; Facing History after Genocides and Mass Violence* (Beacon Press, 1998). 修復的な司法の概念は、伝統的な応報的司法との対比において、刑事司法を新たな視点で捉えるものであるが、犯罪・非行領域だけでなく、広く平和構築等を視野に入れた概念を指す場合には修復的正義と訳される。宿谷晃弘、安成訓『修復的正義序論』(成文堂、2010年) 17頁。

2) ICC-01/04-01/06-2904 (7 August 2012); ICC-01/04-01/06-3129 (3 March 2015).

3) 救済措置 (relief) や救済 (redress) と互換的に用いられる。D. Shelton, *Remedies in International Human Rights Law* (Oxford University Press, 2006), pp. 7-8.

1. 修復的正義の要請と被害者の権利救済の要請

(1) 修復的正義の要請—移行期における加害者と被害者及び共同体の関係性修復の重要性

大規模な暴力を伴う事態から回復する移行の時期（「移行期」（‘transition’））において、犯罪行為の加害者と被害者及び共同体の関係修復は、その後の復興にとっても重要な問題である⁴⁾。修復的正義の基本的な視点とは、犯罪を、人々の関係を破壊するものでありかつその関係を修復する義務を創設するものと捉え、司法を、修復、和解及び安心を促進する解決策に加害者、被害者及び共同体を関与させるものと捉えるものである⁵⁾。1970年代の米国での試みに端を発すると言われる修復的アプローチであるが⁶⁾、近年、修復的正義についての国際的な概念設定の試みが行われてきた⁷⁾。2002年には、国連犯罪防止刑事司法委員会第11会期採択文書・経済社会理事会決議「刑事事案における修復的正義プログラムの運用に関する基本原則」が採択された⁸⁾。NessとStrongによれば、修復的正義プログラムとは、「包摂」、「接触」、「修正」、「再統合」の4段階から構成され、賠償はこのうちの「修正」の一部となり得るが、合意に基づく賠償が最も修復効果が高いとされる⁹⁾。このように、修復的正義において被害者賠償はそのプログラムの一部となり得¹⁰⁾、特に賠償の裁定を通じて被害の程度を公的に認知することが重要とされるが¹¹⁾、金銭的な賠償に重きを置きすぎることに對する注意が喚起されており¹²⁾、賠償手続に被害者が参加すること自体の重要性が主張されている¹³⁾。

個人間の関係に対する効果が認められる修復的正義は、民族間の紛争や独裁政権による迫害といった大規模な犯罪に対しては、移行期正義（transitional justice）の文脈で、修正された形態が利用される¹⁴⁾。例えば、国家や地域単位での修復的正義は、その目的が主に集団的な癒しと和解であることや、ルワンダのガチャチャのような地域慣習的なローカル手続や真実委員会が利用される点で特徴的である¹⁵⁾。重大な国際犯罪事件における賠償の役割としては、個々人の経済的な被害回復を超え

4) See e. g. K. Clamp, *Restorative Justice in Transition* (Routledge, 2015).

5) H. Zehr, *Changing Lenses: Restorative Justice for Our Times, Anniversary* (Herald Press, 2015), p. 183.

6) 西村春夫「日本における修復的司法の源流を尋ねて—比較年代史的検討—」西村春夫、高橋則夫編『修復的正義の諸相 細井洋子先生古希祝賀』（成文堂、2015年）15頁。

7) 1999年の経済社会理事会決議（1999/26）「刑事司法におけるメディエーション及び修復的司法の方策の開発及び実施」、2000年の第10回国連犯罪防止会議「犯罪と司法に関するウィーン宣言」及び国連犯罪防止刑事司法委員会第9会期「刑事における修復的司法プログラムの活用に関する基本原則」決議と予備草案（後に経済社会理事会決議2000/14）等の諸決議等。

8) さらに2005年には「相乗効果と対応に関するバンコク宣言」、2006年には国連薬物犯罪事務所「修復的司法プログラムに関する手引書」等の、諸国での実施方法について議論が進んできた。

9) D. W. V. Ness and K. H. Strong, *Restoring Justice: An Introduction to Restorative Justice*, 5th edition (Routledge, 2014), p. 104.

10) 修復的プログラムとは被害者と加害者の関係の修復のプログラムのみであると捉え、強制的かつ形式的な刑事司法の役割を限定的に捉える立場（純粹アプローチ）と、修復的正義の目標である犯罪による害の修復を行う全ての行為（刑罰を含む）を修復的プログラムに含む立場（最大化アプローチ）があるが、双方の目標が害の修復にある点では合意されている。L. Walgrave, “How Pure Can a Maximalist Approach to Restorative Justice Remain? Or Can a Purist Model of Restorative Justice Become Maximalist?” *Contemporary Justice Review*, Vol. 3 (4) (2000), pp. 415–432.

11) E. g. R. E. Barnett, “Restitution: A New Paradigm of Criminal Justice,” *Ethics*, Vol. 87 (4) (1977), pp. 279–301.

12) G. Johnstone, *Restorative Justice: Ideas, Values, Debates*, 2nd edition (Routledge, 2011), pp. 62–63.

13) E. g. J. Braithwaite, *Restorative Justice and Responsive Regulation* (Oxford, 2002).

14) T. M. Antkowiak, “An Emerging Mandate for International Courts: Victim-centered Remedies and Restorative Justice,” *Stanford Journal of International Law*, Vol. 47 (2) (2011), p. 286.

15) C. Menkel-Meadow, “Restorative Justice: What Is It and Does It Work?” *Annual Review of Law and Social Science*, Vol. 3 (2007), pp. 169–170.

て、被害者のリハビリテーションや社会への再統合による癒しに貢献することが挙げられる。また、加害者による賠償の場合、金銭賠償だけでなく、謝罪や自責の念の表現といったより象徴的な形態の賠償が和解にとって重要であり、例えばルワンダでは、紛争中に破壊された家屋の建直しを加害者が行うといった形態の活動も効果を上げている¹⁶⁾。また、国内司法制度の機能不全により、被害者自身が賠償を請求することが困難である場合が多いため、訴訟による賠償よりも行政的な給付による補償が行われがちであることが指摘される¹⁷⁾。国連における近年の議論でも、裁判所を通じた賠償は、複雑な被害者の総体を巻き込む重大な国際犯罪事件の救済の主要な手段にはなり得ないとし、むしろ大規模な行政プログラムの有用性が議論されている¹⁸⁾。

国際刑事裁判を通じた被害者賠償が果たし得る役割については、ICCの賠償制度に修復的正義の理想の実現を期待するのは現実的ではないとの指摘がある一方¹⁹⁾、修復的正義のアプローチを取り入れることでICCは現地の人権状況に劇的な影響を与えることができるとする主張もある²⁰⁾。いずれにせよ、何らかの形態での賠償による癒しと和解という価値の重要性自体は共有されていると言える。そのため、国際刑事裁判にとっては、加害者と被害者及び共同体の癒しと和解にとって最適な賠償の手続を用いることが重要となる。

(2) 被害者の権利救済の要請—国際法の諸分野における賠償制度の限界

他方、国際違法行為による侵害について賠償が行われなければならないことは、国際法の諸分野において、既に法の原則として確認されてきた。しかし、個人による個人に対する重大な国際犯罪の被害者への賠償という概念は、従来の国際法の枠組みでは十分に包含できない法構造をもつ。

まず、国家責任法には、次のような限界がある。侵害の実行者が個人である場合、国家責任法の適用対象となるのは、その行為が国家に帰属し、国家自身の行為であるように擬制できる場合で、かつその行為が当該国の国際義務違反である場合（国家責任条文第2条）、又は国家の相当の注意義務違反が認められる場合である。国家の相当の注意義務については、「一般的で十分に承認された原則」に基づいて「必要なすべての措置」を取るべきであったと認められる場合における不作為的行為に基づく義務違反や（国際司法裁判所コルフ海峡事件、22-23頁）、条約上の防止義務違反があったとされる場合に限定される（ジェノサイド条約1条等）。侵害の対象が個人である場合で国家責任法が予定するのは、被害者の国籍国が外交的保護権を行使して責任を負うとされる国家に対して救済の提供を求める場合で、かつ個人が被った侵害を国籍国に対する侵害として擬制できる場合に限

16) 石原朋子「ルワンダジェノサイド後のコミュニティでの和解実践：NGOリーチ・ルワンダの活動から」『熊本大学社会文化研究』第13号（2015年）135-156頁。

17) N. Roht-Arriaza, "Reparations in the Aftermath of Repression and Mass Violence," in E. Stover and H. Weinstein (eds), *My Neighbor, My Enemy: Justice and Community in the Aftermath of Mass Atrocity* (Cambridge University Press, 2004), pp. 121, 122, 127.

18) *Report of the Special Rapporteur on the Promotion of Truth, Justice, Reparation and Guarantees of Non-Recurrence*, UN Doc. A/69/518 (14 October 2014), para. 3.

19) C. McCarthy, *Reparation and Victim Support in the International Criminal Court* (Cambridge University Press, 2012), pp. 56-59.

20) J. Starkin, "Enhancing the Legitimacy, Status and Role of the International Criminal Court by Using Transitional Justice or Restorative Justice Strategies," *Interdisciplinary Journal of Human Rights Law*, Vol. 6 (2012), pp. 83-102.

られる²¹⁾。国家責任に関する条文草案でも、国際違法行為によって実際に被害を被った個人への直接の賠償について明文を置くには至らなかった²²⁾。このように、国家責任法は、個人を賠償の直接の受益者として取り込むには至っていないと評されている²³⁾。

国際人道法や国際人権法の分野においては、国家が負う国際法上の義務の国家による違反によって侵害を受けた個人に対し、当該国家が効果的な救済を与えることに関する法規範の発展が見られる²⁴⁾。また、イラクのクウェート侵攻及び占領に関連して設置された国連賠償委員会のような、武力紛争中の被害についての賠償請求を処理する各種の補償委員会が設置されるという実行も見られる²⁵⁾。人権に関する諸条約では、世界人権宣言8条の理念を共有するかたちで、自由権規約2条3項、9条5項、14条6項、欧州人権条約41条、米州人権条約25条、63条、拷問等禁止条約14条、人種差別撤廃条約6条、子どもの権利条約39条、強制失踪条約24条4項等において、権利の侵害を受けた個人が国家から効果的な救済を受ける権利について規定する。こうした法の発展を受け、2004年7月9日の国際司法裁判所におけるパレスチナの壁事件に関する勧告的意見では、壁の建設の結果としての物質的な損害を受けたすべての自然人及び法人に対する原状回復と金銭賠償を行う義務を、イスラエルが負うことを確認している。

個人間での人道又は人権侵害に対する国家の責任についても、規範の生成の動きが見られてきた。他者の権利侵害を伴う通常犯罪の被害者に関して、1985年「犯罪及び権力濫用の被害者のための司法の基本原則宣言」では、弁償について、「自己の行為に責任のある犯罪者又はその関係者は、妥当な場合には、被害者、その家族又は被扶養者に、公正な被害弁償を行わなければならない」（8項）こと、及び「政府は、刑事裁判における量刑選択の際に、従来の刑事制裁以外にも、新たに適用できるような被害弁償を考慮して、慣行、規則及び法律の見直しを行うべきである」（11項）ことが確認された。補償については、「…被害者が、犯罪者又はそれ以外から十分な弁償を得られない場合には、国家は、経済的補償を行うよう努力しなければならない」（12項）ことが確認された。また、特

21) そのため、個人が被った侵害は国家責任法上、国家に対してなされるべき賠償を算定するための便宜的尺度か、請求原因の妥当性を立証するための要因として検討されるにとどまる。萬歳寛之「国際違法行為責任の研究—国家責任論の基本問題—」（成文堂、2015年）182頁参照。

22) ただし、条文33条のコメンタリでは、「賠償の義務が国家に存するとき、賠償が必ずしもその国家の利益となる必要はない。例えば、人権保護に関する条約上の義務の違反に対する国家の責任は、その条約の他のすべての当事国に対して存し得るが、関係する個人は究極的な（ultimate）受益者、その意味で関連する権利の保持者として見做されるべきである」との言及がある。International Law Commission, *Commentaries on the Draft Articles on Responsibility of States for Internationally Wrongful Acts*, Article 33, para. 3.

23) C. Evans, *The Right to Reparation in International Law for Victims of Armed Conflict* (Cambridge University Press, 2012), p. 31. しかし、国家責任の伝統的なシステムが、個人が国際違法行為に由来する新たな権利の享有者となるものに置き換えられるべきでないとの見解もある。C. Tomuschat, "Individual Reparation Claims in Instances of Grave Human Rights Violations: The Position under General International Law," in A. Randelzhofer and C. Tomuschat, *State Responsibility and the Individual: Reparation in Instances of Grave Violations of Human Rights* (Martinus Nijhoff, 1999), p. 25.

24) 武力紛争中の損害への賠償について規定するハーグ第四条約3条やジュネーブ諸条約第一追加議定書91条では、国家間メカニズムを通じて賠償を図り得るといふ、国家責任法と同様の構造が取られていたが、これらの条文が損害を被った個人の救済をも目的としていたことについて、Kalshovenに代表される起草過程に関する研究や、赤十字国際委員会の2005年の慣習国際人道法研究により再解釈が提示されている。See, F. Kalshoven, "State Responsibility for Warlike Acts of the Armed Forces," *International and Comparative Law Quarterly*, Vol. 40 (4) (1991), pp. 827, 830; J-M. Henckaerts and L. Doswald-Beck, *Customary International Humanitarian Law* (Cambridge University Press, 2005).

25) 古谷修一「国際人道法違反と被害者に対する補償—国際的制度の展開」『ジュリスト』第1299号（2005年）64-72頁参照。

に重大な侵害について、2005年「国際人権法の深刻な侵害及び国際人道法の重大な侵害の被害者に対する救済及び補償に関する基本原則及び準則」では、「…ある人、法人又は他の団体が被害者に対する賠償にとって責任あると認められる場合、このような当事者は被害者に賠償するか、もし国家が被害者に補償を行っている場合には国家に賠償するべきである」(15項)としている²⁶⁾。

しかし、実行者の刑事処罰に繋がる重大な国際犯罪を構成するほど深刻な人権侵害が、特に紛争や圧政下で行われるために国内的な対応が期待されない状況では、いくら国家の国際義務を強調しても効果的とは言えない。このような状況に対する関心が、国際責任を個人に対して追及する国際刑事裁判の、賠償手続を確保して被害者の権利救済のフォーラムを提供するという役割への期待に繋がった。

2. 国内刑事司法における犯罪被害回復のための諸制度

このように、従来の国際法における枠組みの限界から、国際刑事裁判に被害者の権利救済の機能が期待されるようになった。しかし、刑事という、公権力と私人の関係に、他の個人の権利としての賠償をどのように結びつけるかは、国内の刑事司法制度の構築の場面でも長年議論されてきた複雑な問題である。

国内刑事司法における賠償手続は、法制度により多様である。従来の刑事司法においては、犯罪被害者への関心は二次的なものであったが、犯罪被害者の人権概念の発展や近年の修復的正義概念の普及に伴い、国内刑事司法にも被害者への賠償の様々な制度が導入されてきた。被害者への賠償制度には、大別すると次の3種類がある。まず、国家により犯罪被害者へ補償が給付される行政的な制度は、民事賠償制度を利用できない犯罪被害者の状況に鑑み、1957年イギリスで行われたFryによるロビー活動を受けて、各国で発展した措置である²⁷⁾。次に、被害者に対する損害賠償を支払わせる民事的な制度は、通常被害者が侵害者の民事責任を追及するために提起する民事訴訟を通じて行われるものである。最後に、刑事制裁としての制度には、罰金刑とは別に直接被害者へ被害回復を命じる弁償命令がある。

実際の請求手続としては、被害者補償制度は主に行政機関への被害者からの申請を通じて公庫から給付が行われるもので、損害賠償は民事訴訟を通じて行われるものである。他方、刑事手続内での賠償制度としては、大陸法系に由来をもつ制度と言われる付帯私訴のように、民事訴訟を刑事裁判に関連させて統一的に行う制度と、主に英米法系で採用されている制度である弁償命令制度があ

26) さらに2012年の拷問等禁止委員会による一般的意見2では、「刑事捜査が被害者にもたらす証拠上の利益があるとはいえ、民事手続及び被害者の補償請求は、刑事手続の終結に依存するべきではない」こと、及び「懲戒的措置のみでは、14条の意味における効果的な救済措置とはみなされない」(26項)ことが指摘された。

27) 同制度の沿革について、大谷実『被害者の補償』(学陽書房、1977年)。理論的根拠に関して日本がとるイギリスのような理解は、社会連帯共助の精神に基づくが、ドイツでは、国が犯罪の防止義務を怠ったことに根拠を求める。奥村正雄「犯罪被害給付制度の現状と課題」『被害者学研究』第25号(2015年)133頁。

る²⁸⁾。付帯私訴とは、犯罪により生じた民事上の請求権を被告人の刑事手続において実現させるもので、刑事裁判所が事実認定と並行しながら、被害者の民事請求権の実現をも審理する²⁹⁾。弁償命令とは、量刑の段階で被害者への弁償額を裁定し、有罪判決を受けた者に対して直接命令するものである。

刑事裁判を通じて実現する賠償のうち、付帯私訴と、被害弁償命令のように刑罰として命ずる賠償には、それぞれ利点と欠点がある。まず、付帯私訴の場合には、賠償を被害者の請求に基づいて行うことで、被害者の求めるものを明示する機会ができること、また被害者が賠償を望まない場合に賠償が行われないという利点がある一方、申請を行わなかった被害者との間に不均衡が生ずることや、刑事裁判官の民事手続に対する抵抗感による却下、実現可能性の低さによる弁護士の無関心といった実務上の困難が欠点として挙げられる³⁰⁾。次に、弁償命令の利点としては、被害者の負担がなく、申請の有無による不均衡が生じないことが挙げられる。また、犯罪被害の大きさを金銭の単位によって表示・表現することができるため、被害の公的な認定という機能がある上、強制的な法益剥奪という点が考慮されるために実体的デュープロセスの観点からの制約を受けやすく³¹⁾、被告人に配慮することができる。しかし、個人的法益の侵害以外の場合には罰金刑との区別がつきにくいことや、加害者と被害者の合意の機会がないこと、刑事訴訟と民事訴訟の違いによる被害算定についての混乱があり得るといった欠点がある。

近年、弁償命令の利点を生かしつつその欠点を補ってより修復的正義における意義を強化した新たな制度として、ニュージーランドの被害弁償命令制度が注目されている。同国の弁償命令は、1980年代に世界に先駆けて犯罪被害者補償制度を導入したのと同じ流れの中で制定されたものであり、修復的司法の一形態であると理解されてきた³²⁾。被害弁償命令制度はこれまで様々な改正を経てきたが、2002年量刑刑法（Sentencing Act 2002）による制度は、裁判所が被害者側と被告人側との修復的な話し合いの結果を弁償額の裁定の際に考慮することを義務付けており、修復的正義の視点が反映されているものと評価されている³³⁾。

28) 高橋は、弁償型を「制裁モデル」、付帯私訴型を「結合モデル」と呼ぶ。また、罰金を被害者に支払う「迂回モデル」（スイス等）や量刑事由とする「量刑モデル」（ドイツ等）もある。具体的な手続の詳細について分類すると、損害回復の側面を刑法上考慮する「刑法的モデル」、加害者の財産の保全や没収・追徴を行って被害回復に充てる側面である「刑事手続関連モデル」、民事と刑事の峻別を前提として被害者の被害回復請求を促進させるための供託命令といった「民事手続支援モデル」等が重複的に用いられ得る。高橋則夫『修復的司法の探求』（成文堂、2003年）12-18頁。

29) 滝沢誠「付帯私訴による被害者の損害回復」『法學新報』第107巻9/10号（2001年）149頁。

30) 同上、155頁。

31) 永田憲史『財産的刑事制裁の研究—主に罰金刑と被害弁償命令に焦点を当てて』（関西大学出版部、2013年）54頁。

32) 藤本哲也、千手正治「ニュージーランドにおける修復的司法の一手段としての賠償命令」『法學新報』第109巻3号（2002年）48頁。

33) 奥村正雄「ニュージーランドにおける犯罪被害者と刑事司法」『同志社法學』第59巻1号（2007年）6頁。

3. ICCの被害者に対する賠償の枠組みとルバンガ事件

(1) ICCの賠償関連規定における解釈の幅

ここまで、移行期の文脈における修復的正義の要請と、国際法における被害者の権利救済の要請の2つについて確認した後、国内刑事司法制度における犯罪被害者への賠償制度を検討し、国際刑事裁判の賠償制度に期待された役割と手続の選択肢について、関連する論点を整理してきた。これらを踏まえて、次に、ICCが実際に採用したのはいかなる賠償の手続であるのかについて、ICCの賠償関連規定と、ルバンガ事件での判例の立場を検討する。

ICCの前身となった旧ユーゴとルワンダの国際刑事法廷では、犯罪行為によって得た財産及び収益の返還命令の規定があったにとどまり、また実務上の様々な試みがあったものの、実際に被害者に対する賠償が行われることはなかった。しかし、ICC規程では、起草過程での議論を経て、被害者への賠償に関する明文規定が盛り込まれることとなった。1993年予備草案には、罰金を被害者に分配する規定(47条)があったが、被害者への賠償にとって刑事裁判所は適切なフォーラムではないとして、この規定は一旦削除された³⁴⁾。しかし、1997年準備委員会では、ICC判決によって被害の範囲と射程を決定し、この判決に基づいて被害者が国内で民事救済を受けられるようにするという45条の2がフランスにより提案された。また、国家の補償する責任を主張しつつ、国内司法当局に能力がない場合にはICCが賠償を「直接に」行うとする提案を追加した³⁵⁾。しかし、この「直接」執行の提案には多くの反対が寄せられたため、イギリスが、有罪判決を受けた者に対する命令を行うというものに裁定を限定し、「刑罰としての」裁定の可能性を提案した³⁶⁾。その結果、最終的にはフランスとイギリスの共同という、異なる刑事訴訟モデルの国家間による調整が図られたかたちでの最終提案が提出された³⁷⁾。1998年ローマ会議では、賠償制度自体に対し、国内で犯罪被害の賠償システムを有さない国からの反対が生じた。特に、賠償に対する国家の責任に関して議論となったが、非政府組織等の働きかけの結果、修復的正義の概念や移行期正義における和解の重要性について理解が広まり、最終的には効果的な賠償の枠組み作りへ論点が変化したと言われる。

採択されたICC規程75条1項では、裁判所が賠償に関する原則を確立するものとし、被害者個人が行う賠償請求に基づき、また例外的な状況には職権により、裁判所が損害等の範囲及び程度を決定できると定める。しかし、実務上の問題として、裁判所は被害者数が少ない場合には個別の個人請求を審査できるが、それ以外の場合には個別の請求について審査せずに職権での賠償裁定をしようとする予想されており³⁸⁾、手続証拠規則で詳細が定められる必要があると見られていた。しかし、

34) D. Donat-Cattin, "Article 75: Reparations to Victims," in O. Triffterer (ed.) *Commentary on the Rome Statute of the International Criminal Court: Observers' Notes, Article by Article*, 2nd edition (Hart Publishing, 2008), p. 1401.

35) C. Muttukumaru, "Reparation to Victims," in R. S. Lee (ed.) *The International Criminal Court: The Making of The Rome Statute, Issues, Negotiations, Results* (Kluwer Law International, 1999), p. 265.

36) Ibid, p. 266.

37) UN Doc. A/CONF.183/C.1/WGPM/L.28, in *Official Records of the United Nations Diplomatic Conference of Plenipotentiaries on the Establishment of an International Criminal Court*, Rome, 15 June-17 July 1998, Vol. 3 (2002), p. 307.

38) A/CONF.183/C.1/WGPM/L.2/Add.7 (13 July 1998), footnote 6.

手続証拠規則の起草においては、個別の審査をしない場合の上訴手続等については裁判所自身が設定するものであるとして、国際的な文書に沿うべきだと勧告するにとどまった³⁹⁾。また、手続証拠規則94では、被害者からの請求に記載されるべき事項等、規則95では職権で審査を行う場合の通知といった形式的な事項についてのみ規定された。また、ICCでの賠償を民事制裁と捉える国の代表は、集団賠償では個人の要求を満たせないとし、他方、刑事制裁と捉える国の代表は、賠償は象徴的なジェスチャーとなり、病院や記念碑の建設といった少額で多くの住民の利益となる形態が利用可能であるとの見解を出した⁴⁰⁾。折衷案として採択された規則97では、裁判所は個人に対して、適切な場合は集団に対して、又は両方に対して賠償の裁定を行うことができると定めた。また、ICC 規程75条2項では、賠償命令は有罪宣告を受けた者に対して行うことができると規定されていたが、手続証拠規則98(1)では、「賠償命令は有罪判決を受けた者に対して直接になされねばならない」ことが明記された。

さらに、ICC 規程79条により、犯罪の被害者及び家族のために、被害者信託基金（基金）が設置された。手続証拠規則98に従って賠償の裁定額の個別の支払いは有罪判決を受けた者から直接に行われるが、集団に対して支払われるのが適切な場合等には、裁定額を基金に供託又は基金を通じて支払うことができる（賠償任務）。また、基金は他にも、任意拠出金や締約国会議により配分される「その他の資産」を使って、ICCが管轄権を行使している事態について、刑事裁判に参加している被害者に限定されない広い範囲の被害者及びその家族に対して、物理的・心理的リハビリテーションや物的支援など、被害者の生活と人間性の回復を支援するプロジェクトの実施といった一般支援任務を行う⁴¹⁾。この一般支援任務は、犯罪の被害者や影響を受けた人々に対する行政的な補償を行うものとして理解することができる。

ICCの賠償制度の特徴は、賠償関連規定の解釈の幅により⁴²⁾、次の3通りの運用が可能である点にあると考えられる。第一に、国際刑事裁判機関から直接被害者に、補償としての給付による被害回復が図られるような構造の行政補償型である。例えば、JordaとHemptinneは、有罪判決を受けた者に十分な資産がない場合等に、被害者に対し、ICCが公平と連帯の精神に則り、国際社会がそれら犯罪を防止できなかったことの結果に対して責任をもつものとして⁴³⁾、基金の資産を用いて補填するという、従来の国家補償の理論的根拠を基盤とする枠組みを想定した。行政補償型の賠償は、被害者の賠償に対する権利を尊重して国際機関が行政的判断として補償を提供するものと捉えられるが、これは被害者がそうした補償について、民事請求権を行使することとは同義ではない。

39) P. Lewis and H. Friman, "Reparations to Victims," in R. S. Lee and H. Friman, *The International Criminal Court: Elements of Crimes and Rules of Procedure and Evidence* (Transnational Publisher, 2001), p. 478.

40) Ibid, p. 483.

41) 詳細について、野口元郎「被害者信託基金とその活動」村瀬信也、洪恵子共編『国際刑事裁判所—最も重大な国際犯罪を裁く〔第二版〕』（東信堂、2014年）339-354頁。

42) これはICC 規程に含まれる「建設的な曖昧さ」の一例であると言われる。C. V. D. Wyngaert, "Victims before International Criminal Courts: Some Views and Concerns of an ICC Trial Judge," *Case Western Reserve Journal of International Law*, Vol. 44 (1) (2011), p. 488.

43) C. Jorda and J. Hemptinne, "The Status and Role of the Victim," in A. Cassese et al. (eds), *The Rome Statute of the International Criminal Court: A Commentary* (Oxford University Press, 2002), p. 1416.

第二に、国際刑事裁判という刑事訴訟に、個人が賠償を請求する民事訴訟が付帯するという構造の付帯私訴型である。多くの論者は、ICC 規程75条2項の文言が「例外的な状況を除いて」請求に基づいて判断できる、としていることから、個人請求に基づく付帯私訴型が原則であると理解しており、このような理解が通説であったように思われる⁴⁴⁾。例えば古谷は、「これまで国家に集中されてきた賠償請求権が個人に付与され、さらにこれを具体的に申し立てるための手続的な能力 (standings) が、国際的フォーラムにおいて認められたことになる」と評している⁴⁵⁾。付帯私訴型の賠償手続は、被害者自身が、国際裁判を通じて国際法上の民事請求権を、国際法上の実体的権利について侵害者個人に対して実現するという、国際刑事裁判の新たな機能を認めることとなるため、国際法上の個人の賠償についての手続的な革新と評価され得る。他方、同じく ICC での賠償は本質的に民事的であるとする Timm や Dwertmann は、賠償命令は裁量によるため、ICC の諸規定は被害者に対して古典的な「請求権」(‘claims’) を与えるものではなく、特定の条件下で個人が賠償を受ける権利をもつものとは理解できないとしている⁴⁶⁾。

第三に、個人の刑事責任に対する懲罰として弁償が命じられるという構造の弁償命令型である。懲罰としての賠償は、起草過程では選択肢に挙げられ、また解釈の余地は残されていたものの、先行研究でこの構造に言及するものはほとんど見られない。弁償命令型の手続は、刑事実体法が国際法上のものであり、フォーラムが国際機関であるものの、国際刑事裁判を通じて被害者が自身の権利を実現するという構造とは認められず、あくまで懲罰として行われる賠償を反射的に享受するにとどまるものと理解される。

このように、ICC の賠償関連規定の解釈に幅があることにより、上述の3通りの賠償手続の構造があり得、具体的な事件でいずれの構造が採用されるかは明らかではなかったが、ルバンガ事件において初の賠償判決が出され、ICC における賠償手続の一例が明らかとなった。そのため次に、ルバンガ事件での賠償手続は、3通りの可能性のうち、いずれの型の手続として運営されることとなったのか、そしてそれは、修復的正義の要請と被害者の権利救済の要請のどちらに比重を置いたものであったのかについて、検討する。

(2) ルバンガ賠償事件

(a) 公判部決定—基金への完全委託

ルバンガ事件では、被告人自身の出身であるヘマ民族の15歳未満の子どもたちを兵士として徴集

44) E. g. M. Henzelin, et al. “Reparations to Victims before the International Criminal Court: Lessons from International Mass Claims Processes,” *Criminal Law Forum*, Vol. 17 (3) (2006), pp. 317-344; 稲角光恵「国際刑事裁判所における被害者の権利保障」『法律時報』第79巻4号(2007年)49頁; L. Zegveld, “Victims’ Reparations Claims and International Criminal Courts,” *Journal of International Criminal Justice*, Vol. 8 (1) (2010), pp. 88, 100-103. 龍田は、「損害回復」について、懲罰の一形態という発想から、被害者の尊厳の回復や認知を主眼としたものとの発想の転換を試みていることが画期的であると評価する。龍田怜奈「国際刑事裁判所における修復的アプローチ及び被害者支援—ルバンガ裁判を振り返って—」西村他編『前掲書』(注6)323頁。

45) 古谷修一「国際刑事裁判制度における被害者への賠償」『早稲田法学』第83巻3号(2008年)157頁。

46) B. Timm, “The Legal Position of Victims in the Rules of Procedure and Evidence,” in H. Fischer, et al. (eds.), *International and National Prosecution of Crimes under International Law: Current Developments* (Verlag A. Spitz, 2001), p. 303; E. Dwertmann, *The Reparation System of the International Criminal Court: Its Implementation, Possibilities and Limitations* (Martinus Nijhoff, 2010), p. 295.

及び編入し、敵対行為へ直接参加させるために使用したことについて有罪判決が出された。子ども兵の人数は数千人に上ると言われた。しかし、事件の影響はこれに留まらず、この子ども兵によって近隣のレンドゥ族が殺人、強かん、略奪の被害を受けたことや、子ども兵のうち武装組織構成員による性的暴力の被害に遭った者がいることが明らかになっている⁴⁷⁾。しかし実際に手続証拠規則94に従いICCへ提出された個人申請は85件に止まった⁴⁸⁾。賠償決定にあたっては、検察官、弁護士、被害者、基金に加え、様々な非政府組織や国連児童基金も見解を提出した。本件での主要な論点は大別すると、第一に、賠償の仕方に関するものと、第二に、賠償を受ける適格性（eligibility）の判断に関するものに分けられるが、本稿の射程との関係で、第一の論点に絞って検討する。

賠償の仕方について公判部は、裁判所の関与を、当事者間で争いが生じた場合の解決と最終的承認という役割に限定し、賠償手続を完全に基金に委託しようとした。公判部は、裁判官が賠償手続の間ずっとこの手続に拘束されることは不必要だと考え（261項）、かつ賠償の段階は公判の不可欠な一部であることを確認しつつも、有罪判決や刑の宣告とは異なり主に被害者を扱うのであり、賠償プロセスへの被害者の適切な参加の形態については書記局に委ねた（268項）。また、ルバンガの貧窮状態に鑑みて、本人は非金銭的な賠償しか行えないとした一方、公的又は私的な謝罪といった象徴的賠償は、有罪を受けた者の同意がある場合のみ適切であるため、この方法はとらないとした（269項）。そのため賠償は、本件では基金を通じて行われるとしたが、この「通じて（through）」との規程75条2項の文言を用語の通常の意味として英語辞典を引用して「用いて（by means of）」と解釈し、基金の他の資金をも賠償に充てることができる判断した（270-273項）。そして基金に「賠償の適切な形態を決定し、それらを履行する」という二重の任務を与えた（281-288項）。その上で、結果として、個人申請について決定しないまま、基金を通じた迅速な集団的賠償に明らかに適的なアプローチである「共同体ベースのアプローチ」を支持した。

この決定に対し、弁護側及び被害者側から複数の上訴の申立があった。特に問題とされたのは、被害者の認定についての基準や手続が曖昧であり、有罪判決を受けた者の基本的な権利を侵害するという点や⁴⁹⁾、個人の賠償請求を考慮しないとしたこと、公判部が賠償の職責を他の部局に委ねるのは法適用の誤りであること、有罪判決を受けた者の賠償責任が限定されている点等である⁵⁰⁾。公判部決定が規程75条1項にいう原則にとどまるのか、同条2項の命令にあたるのかが、これら上訴の受理可能性との関係で問題となった⁵¹⁾。

(b) 上訴部判決—裁判部の役割と加害者の責任の強調

上訴の受理と関係して、公判部決定の性格についてまず判断を要求された上訴部は、公判部決定

47) ICC-01/04-01/06-2842 (14 March 2012).

48) うち77人は事件当時15歳未満であった者、7人は保護者、1人は学校の校長である。19人は個人賠償、5人は集団賠償、59人は両方を希望した。ICC-01/04-01/06-2847 (28 March 2012).

49) ICC-01/04-01/06-2905 (6 December 2012); ICC-01/04-01/06-2917 (6 September 2012).

50) ICC-01/04-01/06-2909 (24 August 2012); ICC-01/04-01/06-2914 (3 September 2012).

51) 詳細は、東澤靖『国際刑事裁判所と人権保障』（信山社、2013年）161-162頁参照。

の内容を、原則部分と命令部分に分けて整理した(49-56項)。また、賠償命令の要件について明確化し、それらを満たすように、手続証拠規則153(1)に従って公判部決定を修正したものを付属書類A(修正後賠償命令)として添付する方式をとった。

次に、上訴された本案に関しては、賠償命令に含まれるべき5つの本質的要素に分けて説明された。賠償の仕方に関するものは、以下の3点である。

第一の要素は、賠償命令は常に有罪判決を受けた者に対して直接に行われなければならない点である。すなわち、上訴部は、有罪判決を受けた者に対して賠償命令を出すことと、「基金を通じて(par l'intermédiaire du Fonds)」賠償を行うことは、仏語成文からも明らかに両立可能だと判断した(57-76頁)。さらに、公判部が出した「直近の原因(proximate cause)」という抽象的な因果関係の基準は、個別事例の状況に応じて因果関係を証明する十分な証拠を必要とするという原則に修正した(81項)。また、立証の基準については、公判部決定が、賠償命令には「蓋然性の優劣(balance of probabilities)」基準、基金を通じた賠償の際には「全体的に柔軟なアプローチ(wholly flexible approach)」を用いるとした点に対し、これら2つの手続で異なる基準を設定したのは法的に誤りであるとし、有罪判決を受けた者に対する賠償命令に関する「蓋然性の優劣」基準のみを採用した(83項)。

第二の要素として、有罪の判決を受けた者の賠償責任を確立し、本人に通知せねばならない点が挙げられた。公判部は、基金の「その他の資産」について裁判部が決定権を有するとの前提で判断を行った。これに対し上訴部は、手続証拠規則98とその起草過程での議論を参照しつつ基金規則50及び56を適用し、「その他の資産」を賠償の裁定を通じて徴収された資源を補完する目的で割り当てるかは、もっぱら基金の理事会の裁量事項であり、裁判部には決定権がないと判断した(106-116項)。そして、有罪判決を受けた者が貧窮状態により賠償命令の履行が不可能であるという事情については、基金は「その他の資産」を貸与することができるが、こうした介入があっても賠償についての責任は依然として有罪判決を受けたルバンガにあることを宣言した(115-117項)。

第三の要素として、命令された賠償の形態について特定し、理由を付さねばならない点が挙げられた。上訴部は、ICCの賠償裁定には、手続証拠規則94及び95による個人申請と、97(1)及び98(1)による集団賠償裁定の2つがあり、後者については、賠償は本来的に有罪判決を受けた者が行った犯罪に対する刑事責任と連結していることから、賠償の対象は申請者だけに限られないとした(149-152項)。むしろ、被害者の人数に比べ申請者の数があまりに少ない場合など、集団賠償が適切な場合があり、すべての申請について個別に判断する義務があるとされる国際人権判例の文脈と、ICCの文脈は異なると述べた(152-154項)。

これらの判断に基づき上訴部は、本件では例外的に、ルバンガが有罪となった行為が原因となった被害を救済するために必要と考える金額の算定について、現地で既に活動している基金の支援を得ることが適切であると判断し、基金に対し、新たな公判部に対して、見積もり金額を含む集団的賠償の実施計画案を提出するように要請した(240-242項)。

(3) 本件での賠償手続の構造と評価

決定の中で公判部は、「規程や規則は、懲罰的な司法の概念を超えて、参加を促進し被害者に効果的な救済方法を提供する必要を認識する、より包括的な解決を目指す必要があるという、国際刑事法の中で高まる認識を反映する賠償システムを導入するものである」と述べている（公判部決定177項；修正後賠償命令1項）。また、賠償は、重大な犯罪が行われたことによる苦しみを緩和し、違法な行為の結果を軽減することで被害者に正義をもたらし、将来の侵害を抑止し、また元子ども兵の社会への再統合に効果的に貢献しなければならないとしつつ、有罪判決を受けた者、犯罪被害者、及び影響を受けた共同体の間の和解の促進を助け得るとされる（公判部決定179項）。また、修正後賠償命令では、この点は「賠償の目標」と題された新たな節に記載された（修正後賠償命令71項）。これらの言明からは、被害者が参加し、かつ加害者が自身の行為を認識した上で自覚的にその責任を果たすことを確保するという修復的正義の要請と、被害からの回復を助け、苦しみを軽減するという被害者の実質的な権利救済の両方の要請に応えようとする姿勢が見られることを示すと思われる。

しかし、実際に本件で上訴部が採用した賠償手続は、次の理由から、被害者の救済それ自体の要請よりも、どちらかと言えば修復的正義の要請に応えることを重視したものと考えられる。

第一に、被害者と加害者の双方に対して賠償額算定プロセスに参加する機会を確保した点である。この後基金が提出する賠償計画案に基づいて公判部が賠償命令を行う際にも、被告人と被害者の双方が見解を提出することが確保されている（241-243項）。

第二に、被害と責任を賠償裁定によって公的に表示することの効果が強調された点である。Stahnの言葉を借りれば、「裁判部は、賠償命令における被害の直接の認定や、有罪宣告を受けた者と被害者の間の繋がり of 司法的な認定といった、表現重視の特性（expressivist features）に重きを置いた」と言える⁵²⁾。被害の表示・表現は、修復的正義の視点において、被害者の癒し、加害者の反省、及び双方と共同体の和解に貢献する重要な効果である。

第三に、本件での賠償手続の構造としては弁償命令型をとったものと評価できる点である。国内刑事司法においても、弁償命令型の賠償手続に修復的正義の概念を反映するような工夫が試みられていることは指摘したとおりであるが、本件での賠償手続にも、修復的正義の視点を反映しようという姿勢が見られた。本件での賠償手続が弁償命令型であると言える理由は、次の2つである。

1つ目の理由は、賠償責任は有罪となった犯罪に限定されることが強調され、被告人に対する公平性の確保に考慮が払われた、実体的デュープロセスに類する規制がかかっていることが確認された点である。上訴部が強調して確認した、賠償に対する責任は有罪判決を受けた個人の刑事責任にのみ排他的に基づくという点は、2011年以降の4回の締約国会議決議において繰り返し確認された

52) C. Stahn, "Reparative Justice after the Lubanga Appeal Judgment: New Prospects for Expressivism and Participatory Justice or 'Juridified Victimhood' by Other Means?" *Journal of International Criminal Justice*, Vol. 13 (4) (2015), p. 811.

点でもあった⁵³⁾。また、上訴部は、賠償額の裁定が新たに構成される公判部で行われる必要性があるのは、被告人に上訴の機会を確保するためであることも確認した(237-239項)。

2つ目の理由は、個人申請を行っていない被害者をも賠償の対象とした点である。上訴部は、賠償を求める個人申請は全て審理されなければならないとする国際人権判例の文脈と、国際刑事裁判の文脈を区別することが必要だと判断した。すなわち、刑事裁判制度においては、被害者に手続負担を負わせない代わりに、賠償額や範囲はもっぱら裁判所が有罪と認定した行為にのみ基づいて判断することが明言された。この点からも、有罪判決に基づく賠償は、行政措置とも民事訴訟とも異なる性格であるとの理解に立ったものであると言える。この点は、行政的な性格の基金の一般支援任務と、有罪判決に基づく賠償任務の性格を明確に区別した点にも繋がっている。公判部決定では基金をあたかも個人請求に対する補償委員会のように用いる枠組みが構想された一方、上訴判決では被害者による賠償に対する個人申請はあくまで弁償対象を決めるための資料に過ぎず、申請の有無は賠償の裁定に決定的ではないとした点は、ルバンガ事件での賠償手続の懲罰的性格を示唆するものと考えられる。

これらの点から、本件での賠償手続としては、従来国際人権法の枠組みで言われてきた被害者中心という概念よりも、修復的正義の文脈で言われる加害者と被害者及び共同体の関係性を主眼とする、行政的な補償でも損害賠償が付帯する制度でもない、懲罰的な弁償命令の制度が修復的なものに修正された枠組みが採用されたと評価できる。

おわりに

本稿では、ルバンガ事件上訴部判決の分析を通じて、本件におけるICCの被害者賠償手続の構造がいかなるものであり、また修復的正義の要請と被害者の権利救済の要請のいずれに比重を置いたものと評価され得るかについて考察した。第一に、本件での賠償手続が被害者と加害者双方の賠償プロセスへの参加を確保した点、第二に、被害者が受けた被害と被告人の責任の範囲について明確に表示することに重きが置かれた点、第三に、本件では賠償手続の構造として弁償命令型が採用されたと言える点から、本件の賠償手続は、主に修復的正義の要請を満たすことを目指して構築されたものであると言える。

翻せば、本件での賠償手続は、被害者自身がICCという国際機関において民事的な請求権を行使するような付帯私訴型のものとしては運営されないことが明らかとなった。そのため、本件での賠償手続は、国際違法行為に対する個人による賠償に関する国際法の制度の発展とは位置づけられない。もっとも、今回の判断で示された賠償の枠組みの適用は本件に限られるものであり、今後、よ

53) もっとも、締約国会議決議でいう「排他的」とは、いかなる状況でも国家がその財産を賠償に利用するように命令されることはないことを確認する文脈で触れられている。ICC-ASP/10/Res.3 (20 December 2011), para. 2; ICC-ASP/11/Res.7 (21 November 2012), para. 8; ICC-ASP/12/Res.5 (27 November 2013), para. 9; ICC-ASP/13/Res.4 (17 December 2014), para. 9.

り被害者数が少ない事件等で、付帯私訴型の枠組みが採用される可能性は残されている⁵⁴⁾。そのため、ICCにおける賠償制度全体の性格が有する国際法上の意義を論じるには、今後の判例の動向を注視する必要がある。しかし、ICCが扱う事件の特性を鑑みると、他の事件もルバンガ事件の事情を共有するものが多いように思われる。

今回の判例において理論的に重要な点は、国際刑事裁判の文脈を国際人権裁判の文脈と区別したことが含意する点であると考えられる。すなわち、ICCの手続法における、個人の刑事責任の追及のための手続体系と、賠償責任の追及のための手続体系の実定法上の関係性の問題である。ICCの手続証拠規則85は、被害者とはICCの管轄内の犯罪の実行の結果としての被害を受けた者と定義している。ICC管轄犯罪を構成する行為は、国際人道法や国際人権法で禁止される行為と重なるものが多く、ICC管轄犯罪を行うことは同時に、国際人道法や国際人権法の違反を伴うことが多い。そのため、ICC規程上の刑事責任はICC管轄犯罪を行ったことに基づいて生ずるが、同時に国際人道法や国際人権法の違反に基づく国際違法行為責任も生ずるとされることが多いであろう。上述の通り、後者の責任を実現する手続体系が従来国際法では発展していないため、ICC規程上の賠償責任を追及する枠組みを用いてこれを追及しようとしたのが、付帯私訴型のICC賠償制度の枠組みの構想であった。しかし、ICC規程上の賠償責任は、理論的には国際人道法や国際人権法の違反に基づいて生ずるものではなく、ICC規程上の犯罪行為を行ったことにより生ずるものである⁵⁵⁾。そのため、ICC管轄犯罪を行ったことに対する個人の刑事責任に伴う賠償責任と、国際人道法や国際人権法の違反に伴う賠償責任は、異なる手続体系で追及される必要があると思われる。次なる問題は、国際人道法や国際人権法から切り離された場合、ICCの賠償責任はどのような帰責根拠で発生するのかという点である。その意味では、本件で弁償命令型の賠償手続が採用されたことから、ICC管轄犯罪を行ったことに対する賠償への責任は、個人の刑事責任の内容の一つと捉えることが適切であるように思われる。もっとも、規程の解釈から離れて、ICC規程に例挙された行為を個人が行うことがそれ自体国際違法行為を構成するという議論を前提にする場合には、付帯私訴型の枠組みの理解も変わってくる余地があるかもしれない。

2015年11月3日、基金は、上訴部から要請された必要な見積もり金額は提示せず、ルバンガが行う賠償裁定額を基金規則56に従い広い意味で「補完」とし、賠償積立金（reparation reserve）のうちルバンガ事件の賠償の補完に用いることを基金の理事会が承認した資金額（100万ユーロ）と、これを用いて行うとするリハビリテーション等の賠償プログラムを盛り込んだ実施計画案を提出し

54) 例えば、スーダンにおける12人の平和維持軍隊員の殺人既遂及び8人の殺人未遂、並びに部隊への攻撃及び備品の略奪に関するICCのBanda事件で、仮にすべての公訴事実について有罪判決が言い渡された場合、殺害された12人の家族及び殺人既遂の対象となった8人を被害者と認定して個人請求に基づいて賠償の裁定を行うことは実務上可能だと考えられる。ただし、平和維持部隊については、賠償を受けるのは部隊派遣国か国連かといった議論があり得る。ICC-02/05-03/09-121 (7 March 2011)。

55) 国際人道法や国際人権法の適用範囲外でICC管轄犯罪が行われる場合や、国際人道法や国際人権法で禁止に至っていない行為でICC管轄犯罪とされている犯罪が行われる場合には、国際人道法や国際人権法の違反が認定できない場合であってもICCで有罪が言い渡され得る。ルバンガ事件のように、そもそも反政府組織構成員が非国際的武力紛争において15歳未満の子どもを徴集及び編入し、敵対行為に直接使用するという行為が、どのような国際人道法又は国際人権法の違反を構成するのかは、議論となり得る。

た⁵⁶⁾。同計画案は、被害算定の困難性と資産の限界を現実的に考慮したためか、上訴部が示した加害者と被害者及び共同体間の修復的な賠償の性格を反映するというより、可能な限りの被害者のニーズ補充を目的とした行政補償型のものであると言える。今後、同案に対し、新たに構成された公判部がいかなる判断を行うかが注目される。

[本稿は、国際人権法学会第27回研究大会インタレストグループ（大阪産業大学、2015年11月22日）において筆者が行った報告を基に執筆した。また、本稿脱稿後に発表された、主題に関する論文として、東澤靖「国際刑事裁判所（ICC）における被害者のための賠償命令と残された課題—付属【翻訳】上訴裁判部の2015年3月3日賠償命令（修正後）—」『明治学院大学法科大学院ローレビュー』第23号（2015年）63-89頁がある。]

56) ICC-01/04-01/06-3177-Red (3 November 2015) ; ICC-01/04-01/06-3177-AnxA (3 November 2015).